



児童虐待防止条例について

計画的人員配置を条例に明記すべき

Q1 知事は、条例提案を来年の第1回定例会で行うとしているが、都議会公明党が提案した具体的対策や緊急対策等の取り組みが着実に進むよう、実効性ある条例とすべき。加えて、児童福祉司と心理司増員に向け、計画的に人員配置することを条例に明記すべき。

A1 先般公表した条例の基本的な考え方では、「虐待の未然防止」、「早期発見・早期対応」、「子供とその保護者の支援」、「人材育成」の4つの観点から虐待防止の取り組みを整理した。

その中では、子供の安全確認が困難な場合に、児童相談所が、立ち入り調査などの法的権限を迅速かつ適切に行わせることなどを盛り込んでいる。また、児童相談所の体制強化についても条例に規定、虐待に的確に対応できる人員を確保し、専門性を高めていく。

都と区市町村の連携

Q2 法改正により、区市も児童相談所を設置できるが、広範な業務すべてを区市版の児童相談所が担うにはハードルが高い。都はこれまで以上に区市と連携を強化すべき。まずは都と区市町村がそれぞれの役割を踏まえ、両者の連携をさらに深めていくべき。

A2 児童相談所は、法的対応や専門的業務のほか、施設入所業務も担っており、区市町村の子供家庭支援センターは、地域の第一義的な相談窓口として対応している。

現在、虐待への迅速・的確な対応を図るため、事案送致のあり方など、現行ルールの見直しについて区市町村と協議を行っており、今後、連携・協働を一層推進していく。



在宅子育て支援を拡充せよ

Q3 児童虐待の未然防止には早期発見が重要であるため、区市町村と連携し、子ども本人との全件面談の実現を進めるべき。そのため、ショートステイや一時預かりなどの在宅子育て支援に取り組む区市を積極的に支援すべき。

A3 都は、区市町村が実施する、保健師等による家庭訪問、子育て広場での育児相談、育児疲れ等の場合に子どもを預かる一時預かりのほか、全ての子育て家庭状況を妊娠期から把握し、継続した支援を行う取組を支援している。

今年度からは、必要な時にショートステイが利用できるよう、当日受け入れが可能な体制を整備する区市町村への支援も開始する。

東京都人権尊重条例

Q 都はこれまで、東京都人権施策推進指針に基づき、17の人権課題を掲げ、取り組みを進めてきた。今回の条例化では、新たな人権課題(LGBT等、ヘイトスピーチ)を個別に章を立てて、国内外に都の取り組み姿勢を明らかにしている。都は今後、時代・社会の変化に応じて生ずる新たな人権課題も、条例に位置付けて施策を推進することも検討すべき。

A 東京2020大会とその後につながる持続可能なより良い未来のため、SDGs(国連の持続可能な開発目標)を踏まえ、人権施策をより一層推進し、今後も国内外の情勢変化に応じて条例化も検討するなど、的確に人権課題に対応していく。

中小企業支援

事業承継を応援

Q 後継者難から事業承継にメドが立たない場合には、他の企業に事業や社員を引き継いでもらう方法もあり、新たなM&Aも話題になり始めている。オンリーワンの技術や小さくても価値あるノウハウを培ってきた企業にとっては、魅力ある方法であり、マッチングを図るべき。

A 都は、中小企業が合併の相手先を決めて経営を続ける手続きに、助成を行っている。今後は、合併の相手先を探す負担の軽減や、合併に必要な資金調達支援について検討する。

被災地支援

豊洲市場でイベント開催を

Q 東京2020大会期間中に千客万来施設用地を利用して、被災地復興のシンボルとなるイベントを展開し盛り上げるべき。

A 東京2020大会の原点は、復興オリンピック・パラリンピックであり、被災地の復興なくして大会の成功はありえない。大会期間中は、国内外の観光客など多くの来訪者が見込まれ、この機会をとらえて被災地の復興する姿を広く発信していく。



活動記録から

現場第一主義



海外にいるような環境で実践的に学べる体験型施設・東京都版英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を視察。英語のレベルや発達段階に合わせた多彩なプログラムが用意されています。一人の学生からの提案が実現しました。(8月9日 江東区内TGG)



東京都総合防災訓練を視察。災害時の悪路や坂道でも、車いすの前輪を浮かせ、介助者が支援しやすい補助装置を体験しました。自力での避難が困難な人たちが迅速に避難できる体制づくりが必要です。(9月2日 港区台場)



10月11日の開場を控えた豊洲市場を視察。安全性と安心を高めるための追加対策工事の完了を確認しました。今後は、市場業者が使いやすく、都民にとって安全・安心な豊洲市場を目指していきます。(9月4日 豊洲市場地下ピット内)